

防人給第7641号
令和6年3月29日

大臣官房長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長 殿
防衛監察監
各地方防衛局長
防衛装備庁長官

人事教育局長
(公印省略)

在宅勤務等手当の運用について（通知）

標記について、下記のとおり定められ、令和6年4月1日から適用することとされたので通知する。

記

自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第51条本文に規定する営舎は自衛隊特有の集団的居住場所であるところ、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第9条の7においてその例によることとされる給実甲第1319号（在宅勤務等手当の運用について）規則第2条関係において、国の施設は在宅勤務等の場所には含まれないと規定されていることを踏まえ、これと同様に取り扱うものとする。